

京都府立植物園オフィシャルパートナー募集要項

京 都 府

1 趣旨・目的

京都府立植物園（以下「植物園」といいます。）は、大正13年（1924年）に日本で最初に開園した日本を代表する公立総合植物園として発展を続け、「憩いの場」「教養の場」として広く府民に親しまれてきました。

京都府では、開園90周年を機に、さらに開かれた魅力ある施設としていくため、植物園と提携いただける「京都府立植物園オフィシャルパートナー」を募集します。

2 募集対象団体等

ア 企 業

イ 団 体（特定非営利活動法人、公益／一般社団法人、公益／一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人）

ウ 個人事業者

3 応募資格

応募者は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

ア 京都府広告取扱要綱及び広告取扱基準（京都府ホームページからダウンロードできます。）の規定に抵触する者でないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていないもの、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていないものでないこと。

エ 応募申し出の時点で府税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

オ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のもの（以下「役員等」という。）が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のaからeまでのいずれにも該当しない者（aからeまでのいずれかに該当した者であ

って、その事実がなくなった後2年間を経過した者を含む。)であること。

- a 役員等が、法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - b 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - c 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - d 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - e 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 前記に該当する者の依頼を受けて応募しようとする者でないこと。
- ク 役員等が、公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。

4 募集する提携内容

(1) 募集の趣旨

植物園に対する資金や物品等の提供、技術的支援等をいただく一方、支援等をいただく団体等にとっても、その知名度の向上など有益な効果があると考えられる提案を求めます。

なお、オフィシャルパートナーとして認定された場合、植物園のホームページ等でオフィシャルパートナーとして団体名等を掲載するとともに、団体等の広報媒体において「京都府立植物園オフィシャルパートナー」である旨の掲載等を自由に行っていただくことができます。

(2) 植物園に対する支援内容

植物園に対する具体的な支援・協力の内容を提案してください。

（例）

ア 植物園の各種事業又は整備等に対する資金の提供

イ 植物園の栽培展示や府民サービスの充実に資する団体等の専門的な知識・技術又は物品・製品等の提供

ウ 訪れる来園者が快適に過ごせるためのサービス・役務の提供

(3) 植物園に求める事項

植物園に求める園内施設における団体等のサイン表示や園内で行いたい広報活動などを提案してください。（ただし、表示するサインの作製・設置、他の広報活動などの経費は当該団体に負担いただきます。）

なお、植物園の管理運営上の理由等から提案された事項の全ては実施できない場合がありますので、あらかじめ御了解ください。

(4) 事業提携期間

原則、1年間以上の継続的な提携を希望します。

(5) 費用負担

提携事業の実施にかかる費用については、原則として当該団体等に負担していただきます。

5 応募の手続き

(1) 募集期間

平成26年3月17日（月）から4月20日（日）まで

(2) 応募書類及び提出部数

応募に当たっては別表に掲げる書類・部数を提出してください。

なお、募集要項及び申込書は、植物園ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.pref.kyoto.jp/plant/>)

(3) 提出及び問い合わせ先

植物園総務課（〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町 電話075-701-0141）

応募書類は、午前9時から午後5時までの間に上記へ持参するか、又は郵送（当日消印有効）してください。

6 応募書類にかかる照会・相談

提出された応募書類の審査に際し、その内容を確認するため、照会させていただく場合がありますので、御承知ください。

また、団体等の提案の趣旨を変更しない範囲で、事業提携の内容の補正・変更について相談させていただくことがあります。

7 オフィシャルパートナーの認定手続き

(1) 提出いただいた応募書類及び団体等に照会の上確認した状況をもとに事業提携の提案等を審査・検討します。

なお、提案内容が、特定施設の利用を求めるなど複数の提案者間で競合する場合は、募集期間終了後に当該応募団体等と植物園との協議機会を設け、認定する団体等を選考します。

(2) 植物園の管理運営に支障がないと植物園長が判断した場合は、提携内容の詳細について応募団体と協議の上、当該団体等をオフィシャルパートナーとして認定します。

(3) オフィシャルパートナーの認定に当たっては、植物園と当該団体等との間で協定を締結します。

(4) 協定締結後、オフィシャルパートナーとして認定された団体等については、植物園ホー

ムページで掲出する等、京都府において団体名・提携内容等を広く公表します。

- (5) オフィシャルパートナーの認定後、当該団体等が次のいずれかに該当した場合は、その認定を取り消すことがあります。
- ア 本募集要項に定める応募資格を喪失、又は、応募時に応募資格を備えていなかつたことが判明したとき
- イ 正当な理由なく、協定に定めた事項が履行されないとき
- ウ 著しく社会的信用を損う行為により、当該団体等がオフィシャルパートナーとしてふさわしくないと植物園長が判断したとき

8 その他

- (1) 応募及び認定の諸手続きに関して応募者が要する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 応募書類等については、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）に基づき、原則として開示対象となります。

別表 応募書類の内容及び提出部数

| 提出書類 | 内 容 | 提出部数 |
|-------|---|------|
| 応募申込書 | (様式1) | 各2 |
| 誓約書 | (様式2) | |
| 添付書類 | 団体等の概要 趣旨・理念、設立年月日、資本金（資産総額） 事業内容（事業種目、取扱商目、サービス及び年間取引高、従業員数、主な取引先等） 今回の提案に関連する実績ほか応募者のPR等 (※団体概要等に記載のあるものは提出不要です。) | |
| 役員名簿 | 氏名、生年月日、役職名、職歴を記載したもの | |